

連載 ⑨

数字で掴む 自治体の姿

— 歳入の状況(5) —
地 方 債



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長
法政大学法学部教授 宮崎 伸光

●地方債の意義

かつての日本には、贅沢を戒め儉約を勧める「借金までして〇〇を買う」という成句がありました。この「〇〇」には「住宅」や「自家用車」が当てはまります。「爪に火をともし」ような生活を過ごすかどうかは別としても、日々の生活を切り詰めコツコツと蓄えた資金をもってしても、「自宅」ないし「自家用車」は、なかなか手が届かない「高嶺の花」でした。

しかし、この否定的含意を含む警句は、いわゆる高度経済成長の時代に「消費は美德」といった価値観に駆逐されてしまったようです。暮らしに利便性をもたらす新商品が次々と開発され、個人消費者を対象とするローンの発達や貨幣価値の下落傾向（インフレーション）にも煽られて、人々の購買意欲は刺激されました。「マイホーム」や「マイカー」も夢から現実のものとなり、家庭電化製品などのさまざまな耐久消費財が広く普及しました。そして今日では、もはや信販会社を介した分割払いや各種ローンは社会に根付き、その利用に際して特別な決意を要するまでもない「普通のこと」になった感があります。

さて、ここで改めて「マイホーム」を例にとって考えてみましょう。かつては、長期間にわたって資金を蓄えた後によりやく購入されていました。その資金を蓄える期間は、世代を超える場合もあったことでしょう。すなわち、親の世代に蓄えた多くの資金に子どもが比較的わずかな額を加えるか、あるいは子ども世代は全く資金準備をすることなく、住宅の購入に至るということです。この場合「マイホーム」の生活を楽しむことができるのは主に子どもの世代であり、資金の蓄積に苦労を重ねた親の世代はあまり報われません。「子どもの幸せは親の幸せ」と言ってしまうまでもありますが、これでは親子の世代間で負担の不公平が生じることになります。

一方、住宅ローンによって「マイホーム」を購入する場合は、必要資金は住宅購入の直前ないし同時に調達されることになります。そして、金利負担を伴いながら、後々長期間にわたってその借

入金が返済されます。この場合、一般的には「マイホーム」の生活を楽しむ人と借入金の返済義務者は同一です。近年では、複数世代にわたる多世代ローンもありますが、その場合であっても「マイホーム」に暮らす人と借入金の返済義務者が同一であるということに変わりはなく、親の世代が結んだ契約に子どもの世代が拘束されるというものの、親子の世代間で負担の不公平はありません。

この負担に関する世代間の不公平の問題は、便益が長期間に及ぶ施設等を自治体が建設する際にも同様に発生します。それは、建設に多額の資金を要しながらもその完成後は無料で開放される道路や橋梁を想起してみれば、容易に理解し得ることと思われれます。ここに、利便性を享受することになる後々の住民に負担を委ねることとなる自治体の借金、すなわち地方債の意義を見いだすことができます。

改めて地方債の定義を記せば「自治体が、資金を借り入れることによって負担する義務であり、その償還が借り入れた会計年度を超えてその翌年以降に行われるもの」ということとなります。自治体が行う借金には、会計年度内に処理される一時借入金もありますが、それは地方債には含まれません。

巨額の資金を必要とする公共投資等においては、上記のように長期間に及ぶ便益を考慮したり、あるいは災害時の復旧・復興支援等のように負担を長期間に分散させる効果に鑑み、地方債によって資金を調達することが望ましい場合があります。

●信用の源泉

再び住宅ローンを手がかりに考えてみましょう。住宅ローンによって「夢のまた夢」であったマイホームを現実のものとする途が開けたとはいえ、それだけでは多くの人々にとって、マイホームがなお「高嶺の花」であることに違いはありません。将来の返済に不安があれば、おいそれと長期債務を決意することはできませんし、そもそも借入額と利子の合計額を完済するに至るまでの長期間において、借り手が滞りなく返済し続ける見込みが

得られない限り、金融機関は住宅ローンには応じません。しかし、いわゆる終身雇用制と年功序列型賃金という日本の雇用慣行は、住宅ローンに追い風となりました。そして、大きな不安を抱えることなく長期の住宅ローン返済をもふまえた日々の家計のやりくりができる賃金労働者が、続々と「夢のマイホーム」を実現しました。

ここで見方を変えると、マイホーム生活を実現させた住宅ローンの仕組みは、後々返済に充てられる将来稼得の一部を先取りしていると見ることができます。日本型雇用慣行の追い風があるとはいえ、倒産あるいは災害や事故もしくは病気その他、何らかの理由による失職などにより、借り手が収入を無くす事態に陥る危険性は皆無ではありません。一般に個人の将来稼得を確実に見込むことは困難で、貸し手側の金融機関はそうしたリスクに備えて当該不動産に抵当権を設定するなどの担保をとります。すなわち、借り手には十分な信用が必要で、住宅ローンにおいては担保物権が最終的にそれを支えます。

さて、話を地方債に戻しましょう。住宅ローンが借り手の将来稼得の一部を先取りするものであるならば、同様に地方債も将来歳入の一部を先取りするものに他なりません。その意味では、両者の仕組みはよく似ています。しかし、決定的な違いは、借り手としての信用です。2006(平成18)年に夕張市の財政破綻が表面化して以来、象徴的な意味で自治体の「破産」が語られるようになりましたが、自治体に民間企業と同様の倒産や破産はありません。自治体に融資をした金融機関は、夕張市に対する債権について1円も漏らさず回収したように、必ずその債権を全額回収しています。つまり、返済不能という貸し手にとってのリスクは皆無ということができます。

この絶対とも言うべき信用の源泉は何でしょうか。通例、それは課税権にあると説明されます。確かに、地方債の債務に係る償還原資は、最終的には地方税ということになります。とすれば、究極としては地方税の課税権によって担保されているに違いありません。とはいえ、すでにこの連載の⑤(本誌第6号)に記したように、自治体の課

税権にはさまざまな制約があり「歳入の自由がない」とまで評されています。また一面においては、全国レベルの財政調整によって支えられている自治体も少なくありません。したがって、自治体の財政構造全体によって信用が培われているとも言えるかもしれません。もっとも、それでも究極の担保が自治体の課税権であることを否定するものではありません。

●非募債主義

ところで、限られた任期内に目に見える実績を残したい自治体の首長や議員の多くは、いわゆるハコモノと呼ばれる施設等を建設することや大きな事業に魅力を感じます。そのため地方債に頼って当初の財政負担を抑制しつつ、総体としては大きな規模の事業を展開することを志向しがちです。その結果ややもすると不要ないし不急のものまでもが生み出され、後年に過大な返済義務というツケを回すばかりか維持経費もたいへん嵩み、財政の硬直化を招くことが少なくありません。厳しい財政状況が続く近年においては、そうして作られた施設等が適切に維持管理されることなく放置され、不良資産化する例すら見られます。安易に地方債に頼ることは厳に慎まなければなりません。

地方財政法[1948(昭和23)年法律第109号]は、その第5条において「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない」と規定し、それに続くただし書きにおいて「地方債をもつてその財源とすることができる」場合を(1)公営企業に要する経費、(2)出資金・貸付金、(3)地方債の借り換え、(4)災害関係の事業費、(5)公共施設等の建設事業費、の5号に分けて挙げています。つまり、同法によって、自治体の歳出は原則として地方債に頼ってはならないという非募債主義が明示され、地方債は例外的財源として位置づけられています。

なお、同法第5条の2には「建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない」という規定があり

ます。これは、上記(5)の場合に、負担を委ねる後々の住民を当該施設の利便性を享受し得る者に限るものです。

非募債主義は、「国の予算その他財政の基本」を定める財政法〔1947（昭和22）年法律第34号〕にも同様に規定されていますが、国の場合は、戦前戦中の歯止めのない赤字公債の発行とそれに伴うインフレーションの発生に対する反省から規定されたそうです。一方、自治省の財政局長や事務次官を経て内閣官房副長官を長く務めた石原信雄の『地方財政法逐条解説』（52頁）によれば、「地方債は、その会計年度においては、交付公債を除き予算上の財源として歳入に計上されるが、翌年度以降その償還のための支出を義務づけられるものであるから、単に単年度の収支の均衡を図ることに意をとられて歳出の財源をみだりに地方債にあおぐというような財政運営は、長期的な観点からみて適当ではない。そこで地方公共団体の歳出は地方債以外の収入をもって賄うことが原則とされたわけである」ということです。

先にみたように、地方債が、自治体の課税権を背景とした利子負担を伴う債務償還義務付きの資金調達手法ということであれば、その本質は「利子付き地方税」と見ることができそうです。実際、この石原信雄による自治体財政における非募債主義の説明は、地方債の本質を「利子付き地方税」と見る視点と矛盾しません。しかし、例外的財源としてのみ地方債を認める地方財政法が、その例外を用途をもって規定していることには違和感を覚えます。なぜならば、地方債は、「単年度の収支の均衡」のみならず「長期的な観点」をも視野に収めた収支のバランス、すなわち量による指標によって適否の判断がなされるべきであり、支出目的による制限には馴染まないと思われるからです。地方財政法で認められている地方債以外にも、辺地対策事業債、過疎対策事業債、地方税減収補てん債、臨時財政対策債など、実に多種多様な赤字地方債が個別の特例法によって禁止を解かれ、これまでに発行されてきました。地方財政法が規律する用途による限定は、国の財政事情等を背景としたいわばご都合主義により穴だらけになって

います。

なお、この連載の⑤（本誌第6号）にも記しましたが、地方税は自主財源、地方債は依存財源と分類されています。また、地方税のうちの普通税は一般財源ですが、目的税と地方債は予め特定された目的以外に使うことができない特定財源とされています。どうやら、こうした分類の前提には、地方債の本質を「利子付き地方税」ではなく「利子付き補助金」の類と見る理解があるようです。そして、実際に地方債は、国庫支出金や地方交付税の制度と複雑に絡みながら、あたかも「利子付き補助金」であるかのように運用されてきました。

●「当分の間」の起債許可制度

地方自治法〔1947（昭和22）年法律第67号〕第230条には、自治体が「予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる」という「起債自由」の規定があります。しかしながら、よく知られているように2005（平成17）年度までの長きにわたり、同法第250条の規定により地方債は許可制度の下に置かれていました。「起債自由」原則は、自治体の自主性および自律性を強化しようとするGHQの強い要求によるものでしたが、当時の内務省は、資金計画を遂行するうえで資金の流通を統制する必要があるとして、これに頑強に抵抗しました。当時は今日とは違い、国の政府資金の他には地方債の原資が考えにくい状況であったばかりか、基幹産業部門に大量の資金を大胆に投入してテコ入れするいわゆる傾斜生産方式による経済復興政策がとられていた時期でもありました。そこで両者間の妥協によって「当分の間」許可制とすることが決められました。なお、地方債によって自治体が調達する資金のすべてを国の政府資金に頼る事態は、その後1951（昭和26）年度まで続きました。

地方債に関して「当分の間」の許可制を定めた地方自治法には、許可要件に関する規定は全く盛り込まれず、「当分の間、政令の定めるところにより、所轄行政庁の許可を受けなければならない」とのみ記されていました。そしてこれを承け

て地方自治法施行令第174条には、「内務大臣（補注：後に自治大臣を経て総務大臣）及び大蔵大臣（補注：後に財務大臣）の定めるところ」によって、当分の間、「内務大臣」の許可を得なければならない、と定められていました。

この地方自治法施行令旧第174条に突然現れる「大蔵大臣」の規定は、すでに述べた当時の国の経済財政政策を巡る環境においては驚くべきことではなかったのかもしれませんが、しかし、文字を素直に追えば、地方自治法旧第250条は、「当分の間」の地方債の許可要件を政令に「丸投げ」したとしか読むことができません。一般に日本国憲法第41条で禁止されていると解されている「白紙委任規定」です。その結果として法律に一切の根拠なく、地方自治法施行令は地方債の許可に係る権限を握る存在として「大蔵大臣」の登場を「立法」しています。さらに、この政令に基づいて1947(昭和22)年7月1日に内務・大蔵省令第5号「地方自治法施行令第七十四条の規定による地方債の許可に関する件」が定められました。この内蔵令第5号により、(1)「内務大臣」と「大蔵大臣」の協議を経て「内務大臣」が許可する地方債、(2)都道府県知事が許可する地方債、(3)不要許可債、の区分ができました。とはいえ、当時の地方債の資金は全て大蔵省資金運用部資金ですから、例外的な不要許可債の他は、事実上「内務大臣」と「大蔵大臣」の二元許可制度になりました。

毎年度の起債許可手続きは、さらに「地方債許可方針」に基づいて運用するとされたほか、その運用についての次官通達、あるいは地方債課長内かんといった文書に従うことが求められました。

当初、地方債の許可申請に係る審査は、そのほとんどが一件審査と呼ばれる個別の案件ごとの審査方式によって行われていました。

すなわち、地方債により事業等に係る費用の一部に充てるための資金を調達しようとする自治体は、まずそれが適債事業であることを地方財政法ないし個別の特例法に当たり確認します。次に、申請年度における起債対象事業の範囲や起債充当率を「地方債許可方針」その他の文書に当たって調べます。そこでようやく地方債起債計画書を作

成することができます。市町村であれば、その計画書を都道府県を通じて「内務省」に提出し、同省は関係省庁の意見を聞き、「大蔵省」と協議をします。また一方で、市町村は「大蔵省」の出先機関にも起債計画書を提出します。そして、それが財務局を経由して「大蔵省」側の「内務省」との協議に備える準備資料となります。不許可ないし許可予定といったその協議の結果は、「内務省」から都道府県知事に通知が返り、それが市町村に伝えられます。

また、これと並行して実例はわずかながら、枠配分方式という手法も工夫されていました。それは、市町村債の場合には、「内務大臣」が都道府県ごとに許可予定額の枠を定めて配分し、当該都道府県知事が配分された許可予定額の枠の範囲内において各市町村ごとに起債許可予定額を決定して「内務大臣」にその結果を報告する方法でした。

そして、一件審査方式と枠配分方式のいずれにおいても、市町村が正式に許可申請書を都道府県知事に提出するのは、起債許可予定額が知事から市町村に通知された後であり、その正式申請を受けた知事から起債許可書が市町村に交付される手順でした。

1970年代の後半（昭和50年代）になると、地方債は一件審査では追いつかないほど大量に発行されるようになりました。そこで、1978（昭和53）年3月28日に自治省と大蔵省はさらに手続きを簡素化した枠配分方式の導入等に合意し、その後はほとんど枠配分方式ばかりになりました。

一件審査であれ、枠配分方式であれ、地方債許可予定額の総額は、国が別に定める地方債計画に従うこととなります。当初の地方債計画は、地方債発行総額の上限を設定することがその主な内容でしたが、後には地方債許可制度の量的な基準を定めるものになりました。いずれにせよ、地方債の許可制度は、1948(昭和23)年度から地方債計画と地方債許可方針に基づいて運用されてきました。

●地方債計画

地方債計画は、全国の自治体が発行する地方債

の見込み額とそれに応じた資金供給にバランスをとらせることで成立します。

地方債計画の策定作業は、毎年度の起債所要額を算定し積算することから始められます。それは、まず第1に各省庁が企画し所管する国庫補助事業それぞれの裏負担分を算定します。そして、それに個別に定められる充当率を乗じて積算します。また、第2には国庫支出金が定額補助の事業や各自治体の単独事業について、起債対象事業を定め、やはり個別に定められる充当率を乗じて積算します。これらの総計が、起債所要額の総額になります。

もう一方の資金供給面については、原資となる公的資金と民間等資金のそれぞれについて見込み額を計上し、その総計が地方債資金の総額になります。

総額が決められた地方債資金は細分され、起債需要のそれぞれに複雑に組み合わせられ、個々の事業ごとに起債需要と資金供給がバランスをとるかたちに調整されます。そして、それらを全体としてとりまとめて地方債計画が仕上がります。

なお、2012（平成24）年度と2013（平成25）年度については、通常収支分とは別に、東日本大震災分として「復旧・復興事業」と「緊急防災・減災事業」ないし「全国防災事業」のそれぞれについて地方債計画が策定されています。この東日本大震災分の所要額については、全額を公的資金で確保するものとされています。

公的資金には、財政融資資金と地方公共団体金融機構資金があり、これらに国の予算等に基づく貸付金である特定資金が加わります。

財政融資資金とは、財政融資資金法〔1951（昭和26）年法律第100号〕に基づいて国の政府が財投債を発行することで金融市場から調達する資金や、国の特別会計から預託された積立金・余裕金などを原資とする資金です。

2001（平成13）年にそれまでの財政投融资制度が大幅に改革された際に、資金運用部資金が廃止され、この財政融資資金に替わりました。かつての資金運用部資金は、郵便貯金および厚生年金や国民年金の積立金からの預託金が原資の多くを占めていましたが、市場原理を大幅に取り入れる方

針の下で実施されたこの改革により、郵便貯金や年金積立金は金融市場で自主運用されることになりました。

地方公共団体金融機構資金とは、地方公共団体金融機構法〔2007（平成19）年法律第64号〕に基づいて全自治体が出資して設立した地方共同法人たる地方公共団体金融機構が、主に政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）を発行して資本市場から調達する資金のことです。

地方公共団体金融機構は、2009（平成21）年6月に地方公営企業等金融機構が改組されたもので、さらにその前身は2008（平成20）年10月1日まで存在した公営企業金融公庫でした。公営企業金融公庫から一切の権利義務を引き継いだ地方公営企業等金融機構は、その際に国の機関を脱して自治体が共同で運営する機関になり、さらに地方公共団体金融機構に改組された際には、その融資先を公営企業に限ることなく自治体の一般会計にまで拡大しました。なお、公営ギャンブル（競馬・競輪・競艇・オートレース）の収益金の一部は、この地方公共団体金融機構に納付され、「公営企業健全化基金」として貸付金利の軽減に充てられています。地方公共団体金融機構は、貸出対象を自治体の事業だけに限っており、まさに自治体のための自治体による金融機構ということができます。

民間等資金には、市場公募資金と銀行等引受債資金があります。

市場公募資金には、市場公募地方債によって調達される資金ですが、全国型市場公募地方債資金と住民参加型市場公募地方債資金があります。

全国型市場公募地方債資金とは、広く投資家に購入を募る方法で発行される全国型市場公募地方債によって調達される資金のことです。

かつては証券会社だけが募集業務を担当していましたが、1983（昭和58）年4月からは銀行等の金融機関も行うようになりました。応募額が発行額に満たない場合は、その残額を証券会社と銀行等の金融機関から成る引受シンジケート団が引き取ることで債券を成立させます。そのため債券を発行した自治体は確実に資金調達を行うことがで

【表01】2013（平成25）年度地方債計画

（単位：億円、％）

項目	2013(H25)年度 通常収支分	東日本大震災分		合計	参考2012 (H24)年 度合計	増減率
	計画額	(1)復旧・復興事業 計画額	(2)全国防災事業 計画額			
一 一般会計債						
1 公共事業等	16,895			16,895	18,630	△ 9.3
2 公営住宅建設事業	1,162	233	—	1,395	1,475	△ 5.4
3 災害復旧事業	435	54		489	328	49.1
4 旧緊急防災・減災事業			—	—	3,995	皆減
5 全国防災事業			973	973	—	皆増
6 教育・福祉施設等整備事業	3,763			3,763	3,821	△ 1.5
(1) 学校教育施設等	1,285			1,285	1,308	△ 1.8
(2) 社会福祉施設	295			295	201	46.8
(3) 一般廃棄物処理	947			947	964	△ 1.8
(4) 一般補助施設等	686			686	748	△ 8.3
(5) 施設（一般財源化分）	550			550	600	△ 8.3
7 一般単独事業	18,634	—		18,634	15,451	20.6
(1) 一般	4,252			4,252	4,394	△ 3.2
(2) 地域活性化	400			400	471	△ 15.1
(3) 防災対策	922			922	951	△ 3.0
(4) 地方道路等	2,310			2,310	2,385	△ 3.1
(5) 旧合併特例	6,200			6,200	7,250	△ 14.5
(6) 緊急防災・減災	4,550			4,550	—	皆増
8 辺地及び過疎対策事業	3,460			3,460	3,297	4.9
(1) 辺地対策	410			410	397	3.3
(2) 過疎対策	3,050			3,050	2,900	5.2
9 公共用地先行取得等事業	457			457	472	△ 3.2
10 行政改革推進	1,800			1,800	2,400	△ 25.0
11 調整	100			100	100	0.0
計	46,706			47,966	49,969	△ 4.0
二 公営企業債						
1 水道事業	3,634	5	—	3,639	3,862	△ 5.8
2 工業用水道事業	250		—	250	277	△ 9.7
3 交通事業	1,902			1,902	2,356	△ 19.3
4 電気事業・ガス事業	195			195	70	178.6
5 港湾整備事業	506			506	618	△ 18.1
6 病院事業・介護サービス事業	3,432	5		3,437	3,395	1.2
7 市場事業・と畜事業	329	2		331	760	△ 56.4
8 地域開発事業	1,055			1,055	1,304	△ 19.1
9 下水道事業	11,774	18	—	11,792	12,076	△ 2.4
10 観光その他事業	93			93	131	△ 29.0
計	23,170			23,200	24,849	△ 6.6
合計	69,876			71,166	74,818	△ 4.9
三 公営企業借換債	—			—	300	皆減
四 被災施設借換債		50		50	150	△ 66.7
五 特定被災地方公共団体借換債		1,830		1,830	—	皆増
六 臨時財政対策債	62,132			62,132	61,333	1.3
七 退職手当債	1,700			1,700	3,700	△ 54.1
八 国の予算等貸付金額	(689)	(—)		(689)	(1,203)	(△42.7)
合計	(689)	(—)		(689)	(1,203)	(△42.7)
内訳						
普通会計分	111,517	233	973	112,723	115,954	△ 2.8
公営企業会計等分	22,191	1,684	—	23,875	24,347	△ 1.9
資金区分						
公的資金	55,360	2,197	973	58,530	60,610	△ 3.4
財政融資資金	35,759	231	820	36,810	38,870	△ 5.3
地方公共団体金融機構資金	19,601	1,966	153	21,720	21,740	△ 0.1
(国の予算等貸付金)	(689)	(—)		(689)	(1,203)	(△42.7)
民間等資金	78,348			78,348	79,691	△ 1.7
市場公募	44,400			44,400	44,400	0.0
銀行等引受	33,948			33,948	35,291	△ 3.8

総務省報道資料 2013（平成25）年1月29日より作成

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

（備考）

- 1 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 2 「内訳」欄の（ ）書は、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債であり、普通会計分の外書であるが、総計には含む。

きます。

2013（平成25）年度には、千葉市および千葉県を含む54の自治体が、全国型市場公募地方債の発行を予定しています。共同発行市場公募債は、名を連ねる自治体が連帯債務を負うもので、2003（平成15）年4月に始まりましたが、これらのうち36

自治体が発行を予定しており、それにも千葉市と千葉県は含まれています。償還期限が10年の10年債が一般的で最も多くを占めますが、最短の2年債から20年債および30年債といった超長期のものまで全国型市場公募地方債の種類はさまざまです。

住民参加型市場公募地方債資金とは、「ミニ公

【表02】2013（平成25）年度全国型市場公募地方債発行計画額

（単位：億円）

	発行計画額 計	10年債		2・3・5・7 年債	12・15・20・ 30年債	フレックス分	
		個別発行	共同発行			発行形式未定	償還年限未定
北海道	3,000	1,200	800	800	0	0	200
宮城県	1,100	200	600	300	0	0	0
福島県	600	200	300	100	0	0	0
茨城県	400	0	300	100	0	0	0
栃木県	100	100	0	0	0	0	0
群馬県	400	200	0	100	100	0	0
埼玉県	3,800	2,000	800	800	200	0	0
千葉県	3,600	2,000	800	400	400	0	0
東京都*	7,800	5,600	0	600	600	0	1,000
神奈川県	3,900	1,800	500	1,000	600	0	0
新潟県	1,000	400	600	0	0	0	0
福井県	500	300	100	50	50	0	0
山梨県	200	200	0	0	0	0	0
長野県	800	0	600	200	0	0	0
岐阜県	350	150	200	0	0	0	0
静岡県	2,900	1,200	600	300	300	0	500
愛知県	4,600	2,400	600	600	200	0	800
三重県	200	100	100	0	0	0	0
滋賀県	100	100	0	0	0	0	0
京都府	2,200	500	600	500	200	0	400
大阪府	7,900	2,400	800	3,300	0	0	1,400
兵庫県	3,300	600	800	700	400	800	0
奈良県	300	0	200	100	0	0	0
島根県	300	0	0	300	0	0	0
岡山県	300	200	100	0	0	0	0
広島県	1,700	900	600	100	100	0	0
徳島県	350	100	250	0	0	0	0
高知県	100	100	0	0	0	0	0
福岡県	2,550	1,000	0	500	600	0	450
佐賀県	100	100	0	0	0	0	0
長崎県	100	100	0	0	0	0	0
熊本県	500	100	300	100	0	0	0
大分県	300	100	200	0	0	0	0
鹿児島県	700	0	600	100	0	0	0
札幌市	1,300	300	300	300	0	0	400
仙台市	510	0	360	150	0	0	0
さいたま市	100	100	0	0	0	0	0
千葉市	500	200	300	0	0	0	0
横浜市	2,300	900	0	800	200	400	0
川崎市	1,000	100	260	280	300	0	60
相模原市	100	100	0	0	0	0	0
新潟市	200	100	100	0	0	0	0
静岡市	200	100	100	0	0	0	0
浜松市	100	100	0	0	0	0	0
名古屋市	1,400	600	0	200	200	0	400
京都市	1,200	200	400	200	100	0	300
大阪市	2,200	400	800	400	200	400	0
堺市	200	100	0	0	100	0	0
神戸市	1,100	200	300	200	200	0	200
岡山市	100	100	0	0	0	0	0
広島市	600	200	300	100	0	0	0
北九州市	850	200	300	150	200	0	0
福岡市	1,300	200	300	400	0	0	400
熊本市	100	100	0	0	0	0	0
合計	71,410	28,650	15,170	14,230	5,250	1,600	6,510

*東京都は外債500億円を除く。
総務省報道資料 2013（平成25）年4月11日より作成

募債」と略称されることもある住民参加型市場公募地方債によって調達される資金のことです。

住民参加型市場公募地方債は、2001（平成13）年度に新たな自治体の資金調達手法として開発されました。単に資金を集めるだけではなく、地方債を通じて住民の参加意識を高揚することを狙うと説明されています。そこで、公募する自治体はそれぞれ愛称を工夫するなどして住民への浸透を図りますが、一方では、地元への貢献を名目として金利が若干低めに設定されることもあります。各自治体の指定金融機関など地元の金融機関がまず引き受けたうえで購入者が募集されますので、資金の調達は確実です。通例、取り扱い金融機関に預金口座を開設し、債券保護預かり通帳によって債券の管理等が行われるので、債券が紙媒体で発行されることはありません。

なお、住民の参加意識を高めるという目的は、地方債の募集キャンペーンや購入によって達せられるということのようです。調達資金の用途に住民参加型市場公募なるがゆえの特段の限定はありません。また、購入者を住民に限定する自治体もありますが、一般にはそれに限られているわけではありません。

銀行等引受債資金とは、銀行等引受地方債によって調達される資金です。

銀行等引受地方債は、発行額の大きなものについては金融機関のみによって組まれる引受シンジケート団、また発行額の小さなものについては発行する自治体の指定金融機関、のそれぞれから資金を調達します。証券発行と証書借入の2種類がありますが、比較的簡易な後者の方法がよく用いられます。また、3月から5月にかけて、すなわち会計年度末から出納閉鎖期間に多く利用されている実態から、いわゆる帳尻合わせに役立っていることがわかります。

【表03】2013(平成25)年度住民参加型市場公募地方債の発行予定

(単位：億円)

発行予定時期	発行予定自治体	予定額
4月	石川県 堺市	20.0
	佐世保市	6.0
	海老名市	4.0
	鶴岡市	3.0
	雲仙市	1.0
	計	54.0
5月	福島県 茨城県 土浦市 石岡市 常陸太田市	40.0
	取手市 鹿嶋市 かすみがうら市	
	兵庫県 姫路市 尼崎市 豊岡市 川西市	25.0
	朝来市	25.0
	千歳市	5.0
	熊野市	0.5
	計	110.5
6月	埼玉県	60.0
	北海道 横浜市	50.0
	大阪市	30.0
	神戸市	15.0
	北九州市	5.0
	計	210.0
7月	札幌市	30.0
	愛知県	25.0
	計	55.0
8月	埼玉県	80.0
	石川県	40.0
	神奈川県	35.0
	兵庫県	30.0
	京都府	25.0
	計	210.0
9月	横浜市	50.0
	茨城県	35.0
	三条市	8.0
	宇都宮市	5.0
	計	98.0
10月	名古屋市	30.0
	鳥取県	10.0
	習志野市	4.5
	室蘭市	3.5
	計	48.0
11月	栃木県	40.0
	富山県	35.0
	新潟市	20.0
	大仙市 太田市 船橋市	5.0
	帯広市 真岡市 大和市 津山市 宗像市	2.0
	北上市	1.5
	浜田市	1.0
	計	122.5
12月	埼玉県	60.0
	北海道 横浜市	50.0
	宮城県 登米市 栗原市 京都市	40.0
	茨城県	35.0
	兵庫県 千葉市 大阪市	30.0
	愛知県 宮崎市	25.0
	鹿児島県	20.0
	神戸市	15.0
	鯖江市	4.0
	水戸市 ひたちなか市	3.0
伊達市	2.0	
南部町（鳥取県）	1.0	
	計	463.0
2月	札幌市	30.0
	相模原市	10.0
	足立区	3.0
	計	43.0
3月	横浜市	50.0
	神奈川県	35.0
	倉敷市	15.0
	久留米市	10.0
	松山市	7.0
	市川市 東海市	5.0
	恵庭市 市原市	3.0
	北本市	0.5
	計	133.5
未定	東京都	200.0
	群馬県	20.0
	軽井沢町（長野県）	1.0
	山形県 福岡県 上田市 近江八幡市	未定
	計	221.0
	年度合計	1,768.5

総務省報道資料 2013（平成25）年4月11日より作成

●地方債許可制度による政策誘導

詰まるところ、地方債の許可制度は、その量と対象に関する国による統制ということができません。総量は、地方債計画の資金面から抑えられますが、国の政府資金に全面的に依存していた初期と債券市場が整備されてきた近年では環境が大きく異なります。一方、対象とは、すなわち地方債による資金調達により経費の一部を賄うことができる適債事業に何を含まかということですが、国庫補助事業を適債事業に位置づけるところに許可制度と政策誘導の結びつきを見いだすことができます。本誌の前号でも指摘しましたが、国庫補助金は、所管省庁が推進しようとする特定の施策について、実施主体として名乗りを挙げた自治体に、その実施に係る経費の一部に用途を限定して資金を交付する制度ですから、必ず当該自治体に残りの経費負担が発生します。当該補助金対象事業を適債事業と位置づけ、その補助裏負担に充当率を乗じた額に相当する資金を起債でもって調達できるようにすれば、自治体が当面負担しなければならない経費がさらに減るとともに、ツケを後年度に回すことができます。そして、それだけに止まらず、起債の償還にかかる後年度の経費を基準財政需要額の算定に織り込めば、それを地方交付税に反映させることができ、自治体の実質的負担をさらに軽くすることができます。まさに、そこまでするのか、と思うばかりの手厚い措置ですが、実際にそこまでの手だてをもって国の各省庁が企画する国庫補助事業は自治体の手によって実施されています。

地方債許可制度を支えていた柱の1つである地方債計画は、地方財政計画に組み込まれることによって、国庫補助金のみならず地方交付税の制度とも絡みあい、自治体の政策を誘導する機能を果たしてきました。地方債が「利子付き補助金」のように見えることは、あながち不思議ではないかもしれません。

●許可制から事前協議制へ

長く続いた地方債の許可制度は、2006（平成18）年度に廃止され、事前協議を原則とする制度に移行しました（地方財政法第5条の3）。

事前協議制とは、地方債を発行しようとする都道府県や政令指定都市には総務大臣、市町村や特別区等には都道府県知事、との協議を求めるものです。協議の内容には、起債の目的、限度額、起債方法、資金、利率、および償還方法等が含まれます。

この協議において総務大臣または都道府県知事が同意をした地方債についてのみ、当該自治体は、公的資金を借り入れることができます。また、同じくこの同意を得た地方債についてのみ、その元利償還に要する経費の見込み額が地方財政計画にも算入され、地方交付税の基準財政需要額にも反映することになりました。

地方債計画は、従来は法律に根拠なく事実上毎年策定されてきましたが、この事前協議制への移行を期に地方財政法に根拠を得て、総務大臣が協議における同意基準とともに毎年作成し公表することになりました。

この制度改正により、自治体は「当分の間」を脱し、総務大臣または都道府県知事の同意を得ずに地方債を発行する自由を回復しました。すなわち、自治体の首長は、あらかじめ議会に報告をするなどの手続きを経て、そうした不同意債を発行することができるようになりました。

ただし、この事前協議制に移行した後も、赤字団体や実質公債費比率が高い自治体、あるいは過去に地方債に係る事故を起こした自治体や法定普通税の税率が標準税率未満の自治体が公共施設等の建設事業（同法第5条第5号）の財源を目的とした地方債を発行する場合などについては例外で、なお総務大臣または都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。

実質公債費比率とは、地方債の元利償還金等が財政に及ぼす負担を示す指標で、事前協議制に移行する際に新たに創出されました。地方税や普通地方交付税のように用途が特定されず毎年度経常

的に収入される財源に対して、地方債の元利償還金（公債費）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）が占める割合のことで、前3年度の平均値が18パーセント以上の自治体は、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられるとともに地方債の発行に許可が必要とされます。25パーセント以上の自治体は単独事業に係る地方債が制限され、さらに35パーセント以上になると、災害関連を除く大部分の一般公共事業債の起債が制限されます。

ところで、自由に発行することができるようになった不同意債は、実際には、なかなか発行されません。これには主に2つの理由が考えられます。

まず、適債事業それぞれについての地方債充当率の上限値が高く設定されており、同意が得られる範囲で自治体の起債申請が満足されていることが考えられます。すなわち、あえて不同意債に踏み込む必要がないということです。

またもう1つの理由としては、充当率の上限規制を超えた地方債に元利償還金に対する地方交付税の措置がないためではないかと思われます。すなわち、不同意債は後のコストが高くつくという

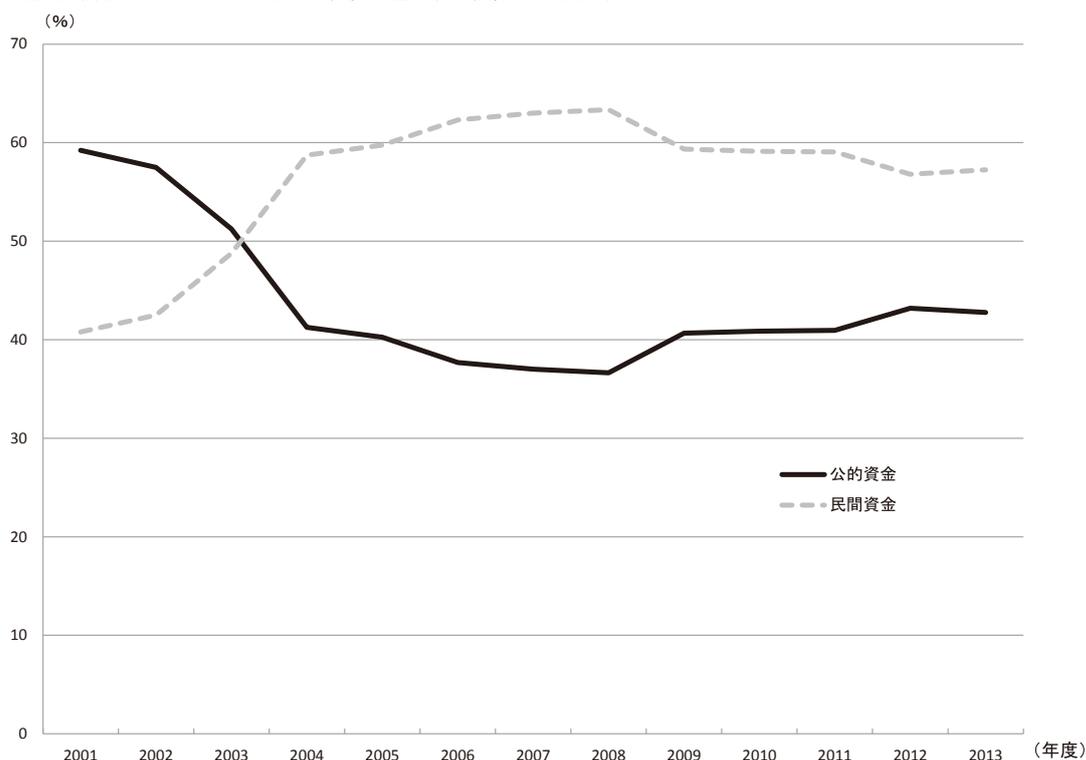
ことです。

結局、許可制から事前協議制へ転換したとはいえ、事前協議により総務大臣または都道府県知事の同意が得られた範囲内で地方債を発行する限りにおいては、「利子付き補助金」であるかのような運用に大きな変化は見えません。

●自主的財政規律の確立へ

もともと地方債の許可制度は、傾斜生産方式を進める大がかりな経済財政政策を背景として国の資金計画に織り込まれました。その事情がなくなったとき「当分の間」は終了し、改めて制度設計を国会で議論するべきものであったと思われます。地方債の資金は、2004（平成16）年度に公的資金よりも民間資金が多くを占めるようになって以来、今日に至るまで一貫して民間資金がほぼ6割を占め続けています。もはや地方債計画の存在理由に資金需要調整機能を挙げることは陳腐でしょう。まして、個々の自治体が金融機関による個別の審査を受けなくて済むという信用保証機能についても、夕張市の事例は金融機関に損失が及ばないことを示していますし、地方債制度とは無

【図01】 地方債計画における公的資金と民間資金の構成比

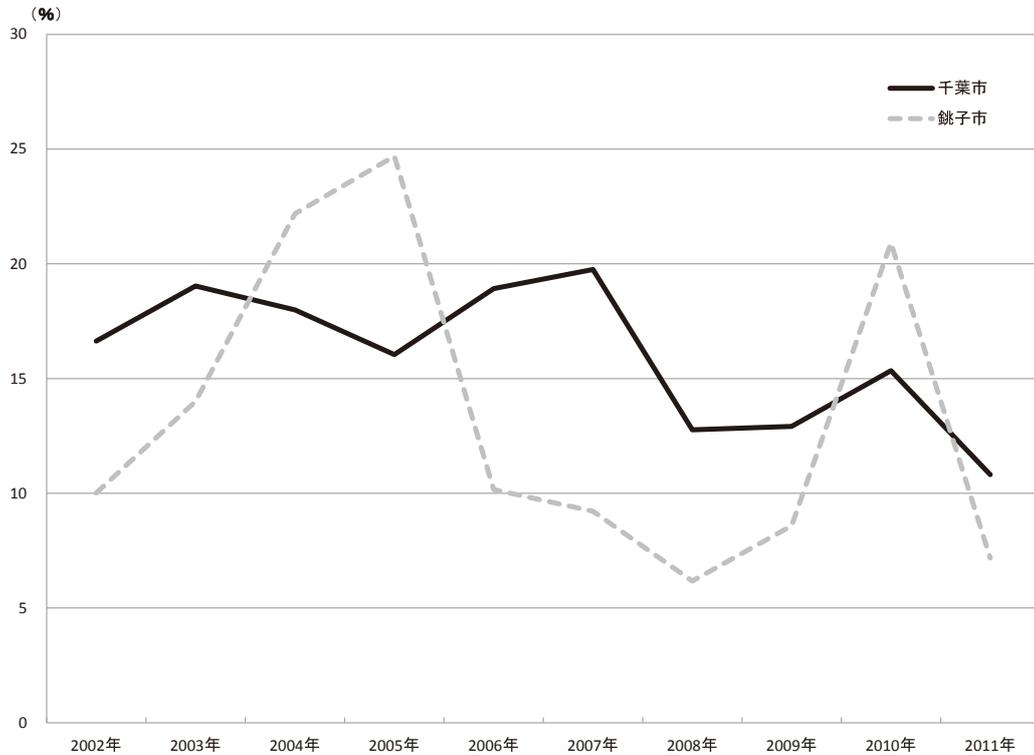


関係に個々の自治体は一般に信用や評価あるいはイメージの向上に敏感になっています。

法定普通税の税率が標準税率未満の自治体に対する例外的許可制度は、確保し得る財源を確保し、なお足らざる部分を地方債で補うという原則から

の措置であり、自治体財政の健全性を確保する機能を果たすと説明されることがあります。しかし、貸し手となる金融機関からは別の見方も考えられます。つまり、標準税率未満の税率で済ませることができる自治体は、それなりに財政に余裕のあ

【図02】 起債依存度が高い2市における推移



【図03】 住民1人当たりの地方債発行額が高額な5自治体における推移



る自治体であり、便益と費用負担の公平性から地方債に財源を求めているに過ぎないので、むしろ償還能力としては高いという判断もあり得ます。

地方交付税制度との関係でいえば、この連載の⑥（本誌第7号）で触れたように、地方財政計画を作成する際に、自治体が行う建設事業の起債充当率を高めることで、当面の賄うべき対象額を小さくするという裏技のような手法がとられることがあります。また、財源不足を補う臨時財政対策債については、本来地方交付税として配分されるものなので、その元利償還金については後年の地方交付税で手当するとされます。しかし、この臨時財政対策債に限らず、地方債の元利償還金に対する地方交付税の措置は、基準財政需要額の算定において配慮されるばかりで、実額が保障されるものではありません。

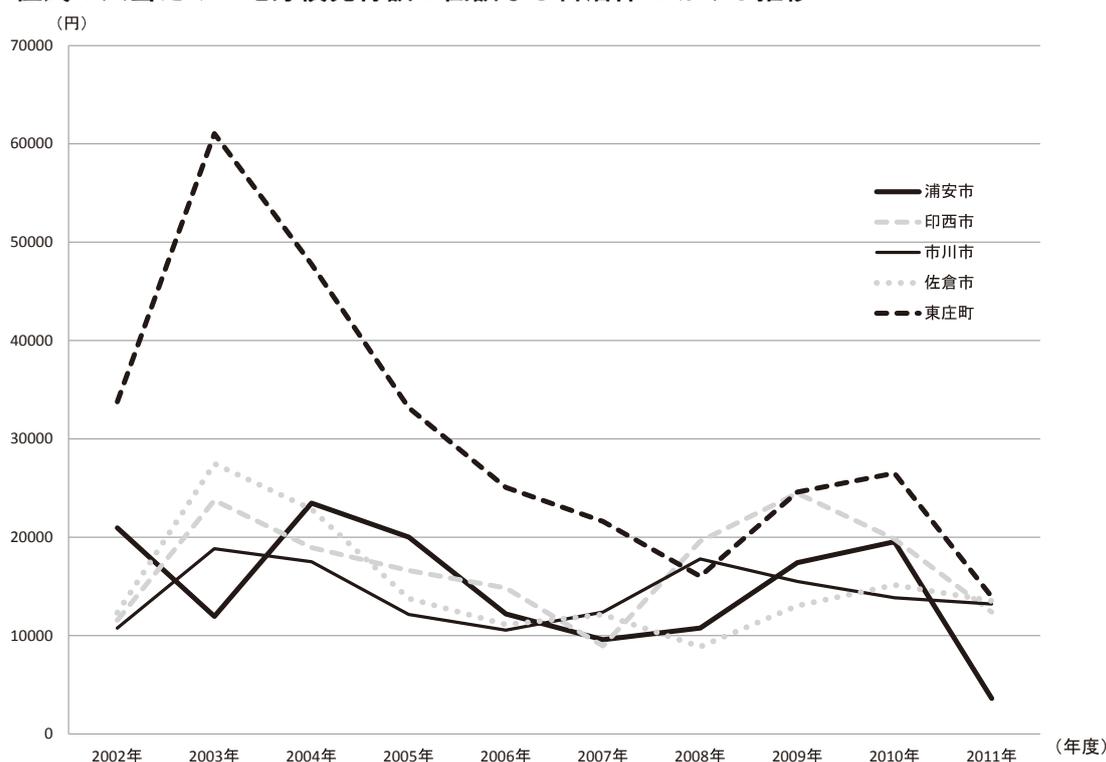
地方債の資金がすべて大蔵省預金部資金によって賄われていた1950（昭和25）年の時点ですら、神戸勧告（地方行政調査委員会「行政事務再配分に関する第二次勧告」）では、「地方債の発行は、原則として地方公共団体の自由とし、現行の制限はすべて廃止することを勧告する」と記されていました。そしてその説明において、「国が国の立

場から判断して緊要と認める事業に対してのみ地方債の発行を許可し、その他の事業について地方債の発行を許さないことは、実際上は地方公共団体が当該事業を施行することを許さないということの意味する」とまで厳しく批判されていました。地方債は本来、予算の一部として自治体議会の議決を経て、すなわち自らの責任と判断に基づいて発行する独自財源です。お小遣いが足りなくなった子どもの前借りが野放図には許されないように、地方債の濫発は許されませんし、地方債によって調達された資金は、その目的に適う用途に向けられなければなりません。地方債には、放漫財政と後世代へのツケ回しという見方によっては「魅力的な罠」があります。長期的な信用を確立するためにも、自治体には、地方債を「利子付きの地方税」と心得て、自ら財政規律を守ることが求められます。

●千葉県内市町村における地方債の状況

個々の自治体の地方債の発行については、さまざまな政策的配慮等の複雑な背景によるところが少なくないので、単純に推移を数字で追うだけで

【図04】住民1人当たりの地方債発行額が低額な5自治体における推移



は実情が見えてこないのが普通です。千葉県内の各市町村がこれまでにどれだけ地方債による歳入を得てきたか眺めてみましたが、そこから何らかの傾向を読み取ることは困難でした。ただ、起債依存度、すなわち歳入総額に占める地方債の割合を計算してみると、合併により消失した旧自治体を除けば、千葉市と銚子市がこの10年間に於いて平均して高い割合を示していることがわかりました。【図02】は、その両市における起債依存度の推移をまとめたものです。千葉市は、緩やかに依存度を抑える傾向にあるようですが、他の自治体と比べると高率なのは、政令指定都市ならではの建設事業等の投資的経費に大都市需要があるということかもしれません。一方、銚子市の場合は、グラフに大きく2つのピークがあります。それぞれのところで、かなり大きな「買い物」があったのかもしれませんが。正確なことを述べるためには、両市とも、個別の事情に分け入って調査する必要があります。それぞれの自治体に詳しい方なら、思い当たるところがあるかもしれません。

【図03】と【図04】には、2011（平成23）年度のデータからそれぞれ住民1人当たりの地方債発行額が高額な自治体と低額な自治体を順に5つずつ選び出して、推移をグラフにまとめてみました。

一般的な傾向を述べることは難しいのですが、【図03】を見ても、千葉市の傾向が他市とは違うように見えます。また、【図04】を見ると、東庄町が一時大きく発行したものの、その後は抑えていること、その他は一般に財政力の豊かな自治体では発行額が低く抑えられていることがわかります。この2つの図からは、千葉県内の自治体における住民1人当たりの地方債発行額は、概ね5万円前後から1万円強ぐらいまでの幅があることもわかります。

【表04】は、千葉県内の自治体がこれまでに発行した住民参加型市場公募地方債（ミニ公募債）をまとめたものです。各市それぞれに愛称を工夫していることもわかります。これまでのところは、申し込み者の中から実際の購入者を抽選で決めるなど、各市とも多くの応募者を集めて順調なようです。

末尾に、作図の基となった各種の数字を表にまとめます。一般に住民1人当たりの指標を作成する場合には、国勢調査人口を基にして調整しますが、今回は経年変化を概観するため、簡便に各年度末の住民基本台帳人口によって計算しています。

（続く）

【表04】 千葉県内における住民参加型市場公募地方債発行状況

上段：発行年月日
下段：発行額（億円） 償還期間はいずれも5年

自治体	住民参加型市場公募地方債(ミニ公募債)の愛称	2002年度 H14年度	2003年度 H15年度	2004年度 H16年度	2005年度 H17年度	2006年度 H18年度	2007年度 H19年度	2008年度 H20年度	2009年度 H21年度	2010年度 H22年度	2011年度 H23年度	2012年度 H24年度
市川市	市川市民 まちづくり債				2006/3/31 5.0	2007/3/30	2008/3/31 5.0	2009/3/31 5.0	2010/3/31 5.0	2011/3/31 5.0	2012/3/30 5.0	2013/3/29 5.0
船橋市	船橋みらい債						2007/11/30 5.0	2008/11/28 5.0	2009/11/27 5.0	2010/11/30 5.0	2011/11/30 5.0	2012/11/30 5.0
流山市	愛郷債 (あいきょうさい)	2003/3/25 2.0		2004/5/25 2.5								
我孫子市	オオバンあびこ 市民債			2004/11/25 2.0		2006/11/27 1.0						
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市 子ども安全市民債					2006/5/30 2.0						
浦安市	浦安 子ども健やか債				2006/3/30 3.0	2006/10/30 3.0	2007/10/30 3.0	2008/10/30 3.0	2009/10/30 3.0			
千葉市	ちば市民債		2003/9/30 30.0	2004/9/30 50.0	2005/10/31 50.0	2006/11/28 50.0	2007/11/28 50.0	2008/12/24 30.0	2009/11/30 30.0	2010/11/30 30.0	2011/12/26 30.0	2012/12/26 30.0
習志野市	はばたき債		2004/3/30 3.0	2004/11/25 3.0	2006/2/28 3.0	2006/11/30 3.0	2007/12/17 3.0	2008/10/31 4.5	2009/10/30 4.5	2010/10/29 4.5	2011/10/31 4.5	2012/10/31 4.5
市原市	市原 みんな幸福債										2012/3/30 3.0	2013/3/29 3.0
木更津市	元気な きさらづ債						2007/12/3 3.0					
君津市	きみつ市民債		2003/11/25 3.0	2004/11/25 3.0	2005/11/25 3.0							

【表05】起債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）の推移

	2002年 H14			2003年 H15			2004年 H16			2005年 H17			2006年 H18		
	地方債	歳入総額	起債依存度	地方債	歳入総額										
東葛地区	市川市	4,838,038	111,904,050	4.3	8,512,600	113,175,572	7.5	7,929,700	114,876,544	6.9	5,501,000	113,895,741	4.8	4,797,600	118,324,320
	船橋市	11,770,300	142,878,413	8.2	12,489,700	140,437,000	8.9	10,585,200	140,007,065	7.6	9,754,400	141,165,588	6.9	9,890,600	147,935,027
	松戸市	6,969,100	113,438,887	6.1	8,092,700	111,401,993	7.3	7,879,900	110,890,176	7.1	6,286,200	112,557,265	5.6	5,454,900	114,106,775
	野田市	1,667,800	31,131,329	5.4	5,372,700	43,660,588	12.3	7,028,800	44,953,139	15.6	3,857,400	41,721,676	9.2	4,448,300	44,217,438
	関宿町	1,143,100	8,779,069	13.0	1,965,600	13,486,446	14.6								
	柏市	9,234,967	86,977,277	10.6	12,951,000	91,046,156	14.2	12,836,300	102,727,052	12.5	8,903,300	95,549,598	9.3	7,124,400	97,383,006
	沼南町	2,040,329	14,234,836	14.3											
	流山市	6,630,888	41,042,865	16.2	5,538,400	39,150,251	14.1	2,856,800	35,182,815	8.1	2,783,800	37,834,577	7.4	2,227,700	35,635,730
	我孫子市	2,668,300	31,411,238	8.5	3,620,900	31,223,867	11.6	4,003,000	32,671,555	12.3	3,437,800	32,168,871	10.7	2,474,200	31,379,597
	鎌ヶ谷市	2,558,100	25,760,955	9.9	2,932,700	24,750,444	11.8	2,435,100	25,603,881	9.5	2,046,600	25,246,287	8.1	1,924,700	25,728,164
浦安市	2,927,985	50,988,379	5.7	1,732,800	49,578,357	3.5	3,516,100	57,388,195	6.1	3,047,200	56,879,798	5.4	1,886,500	54,227,691	
千葉地区	千葉市	56,630,854	340,440,342	16.6	66,908,300	351,592,493	19.0	62,831,900	349,294,532	18.0	57,856,500	360,566,861	16.0	66,390,500	350,874,235
	習志野市	5,185,677	45,987,726	11.3	4,707,800	42,851,250	11.0	3,989,200	43,171,556	9.2	3,210,600	43,264,809	7.4	2,338,600	42,592,067
	市原市	5,160,400	83,315,097	6.2	6,369,900	82,403,685	7.7	7,968,000	80,806,977	9.9	4,885,200	82,563,232	5.9	3,177,500	82,661,132
	八千代市	3,533,200	45,372,829	7.8	6,277,800	46,189,289	13.6	4,819,100	45,705,424	10.5	4,561,700	46,023,272	9.9	6,581,000	49,006,845
君津地区	木更津市	2,451,900	32,986,680	7.4	2,913,100	36,821,094	7.9	2,596,200	35,408,528	7.3	2,008,900	31,487,859	6.4	1,619,700	31,354,515
	君津市	2,270,300	28,027,437	8.1	2,896,700	28,367,893	10.2	2,237,400	27,862,233	8.0	2,545,200	29,992,603	8.5	1,235,800	29,515,366
	富津市	744,900	15,819,553	4.7	1,668,100	17,656,331	9.4	1,257,600	16,301,733	7.7	1,663,500	17,675,999	9.4	806,600	15,759,422
	袖ヶ浦市	1,493,500	22,361,513	6.7	1,888,600	24,311,017	7.8	1,176,800	21,299,108	5.5	836,100	21,539,339	3.9	348,400	20,742,647
印旛地区	成田市	4,095,679	44,509,899	9.2	3,823,500	43,611,946	8.8	3,913,600	43,817,557	8.9	4,021,100	56,200,544	7.2	3,189,500	53,226,764
	下総町	175,600	3,128,393	5.6	369,300	3,129,349	11.8	321,400	3,254,533	9.9					
	大栄町	411,600	4,835,257	8.5	665,000	4,873,232	13.6	432,500	4,660,418	9.3					
	佐倉市	2,154,100	40,729,160	5.3	4,824,100	43,415,641	11.1	4,000,800	41,120,895	9.7	2,410,500	38,389,709	6.3	1,946,200	38,545,110
	四街道市	1,552,500	20,747,999	7.5	2,711,900	21,832,583	12.4	2,226,400	21,789,095	10.2	1,949,500	21,737,984	9.0	1,679,900	25,777,795
	八街市	3,614,200	20,478,062	17.6	3,953,400	19,808,706	20.0	2,627,500	18,010,544	14.6	1,884,900	17,694,273	10.7	2,178,500	18,396,386
	印西市	700,400	20,174,950	3.5	1,439,200	20,634,095	7.0	1,153,400	20,861,041	5.5	1,015,600	18,934,122	5.4	904,000	20,588,094
	印旛村	643,000	5,739,122	11.2	1,121,900	5,746,403	19.5	519,100	4,861,912	10.7	221,800	4,237,058	5.2	211,100	4,339,594
	本埜村	682,300	4,490,396	15.2	377,500	3,791,134	10.0	216,000	3,380,516	6.4	174,300	3,152,680	5.5	157,600	3,266,950
	白井市	836,100	15,406,079	5.4	1,682,500	16,320,260	10.3	1,579,500	16,078,214	9.8	830,800	15,289,146	5.4	888,500	15,960,565
	富里市	1,544,400	13,787,103	11.2	1,456,500	13,270,439	11.0	1,669,800	13,276,987	12.6	1,220,000	12,759,341	9.6	1,113,300	12,939,355
	酒々井町	998,600	6,787,308	14.7	878,000	6,053,030	14.5	462,300	5,552,628	8.3	335,300	5,282,685	6.3	330,400	5,520,180
栄町	911,200	8,000,705	11.4	862,400	7,341,276	11.7	644,200	6,599,049	9.8	377,600	6,083,909	6.2	669,000	6,215,010	
香取地区	香取市										2,415,300	29,017,806	8.3	2,449,205	27,375,704
	佐原市	779,600	13,698,904	5.7	1,739,800	14,867,031	11.7	925,900	13,588,404	6.8					
	小見川町	594,200	7,868,048	7.6	849,600	7,804,512	10.9	1,130,400	7,996,719	14.1					
	山田町	199,600	3,851,737	5.2	478,000	4,175,953	11.4	469,800	3,757,474	12.5					
	栗源町	205,400	2,654,350	7.7	258,700	2,289,209	11.3	229,400	2,374,906	9.7					
	神崎町	208,600	2,524,338	8.3	388,600	2,541,059	15.3	218,600	2,521,955	8.7	182,800	2,466,123	7.4	143,600	2,447,626
	多古町	305,000	6,069,638	5.0	704,900	6,464,521	10.9	372,000	5,645,919	6.6	402,300	6,316,651	6.4	239,800	5,619,822
	東庄町	577,800	6,581,663	8.8	1,030,700	6,564,642	15.7	798,400	5,983,073	13.3	545,600	4,773,737	11.4	408,300	4,718,169
海浜地区	銚子市	2,453,489	24,495,699	10.0	3,465,800	24,746,968	14.0	6,400,700	28,875,455	22.2	7,094,900	28,734,797	24.7	2,270,100	22,341,611
	旭市	1,035,600	12,655,398	8.2	1,471,500	12,573,905	11.7	1,785,200	14,046,044	12.7	2,609,000	25,307,385	10.3	2,702,500	25,816,494
	干潟町	474,200	3,881,897	12.2	567,900	3,661,801	15.5	600,300	3,624,459	16.6					
	海上町	339,000	4,030,062	8.4	971,900	4,388,930	22.1	616,600	4,263,118	14.5					
	飯岡町	196,200	3,895,993	5.0	403,000	3,832,735	10.5	322,700	3,805,237	8.5					
	匝瑳市										1,764,700	14,825,472	11.9	900,200	13,480,815
	八日市場市	1,105,602	10,973,799	10.1	1,276,700	11,077,532	11.5	952,500	10,730,644	8.9					
	野栄町	333,400	3,429,687	9.7	499,400	3,426,818	14.6	551,500	3,709,751	14.9					
山武地区	東金市	1,097,400	18,279,193	6.0	1,899,900	17,858,124	10.6	1,831,400	18,446,490	9.9	1,036,100	16,986,407	6.1	1,023,900	16,919,066
	山武市										1,750,700	22,092,877	7.9	1,927,900	20,576,087
	山武町	357,200	5,614,081	6.4	1,389,800	7,108,795	19.6	993,100	6,944,925	14.3					
	成東町	434,900	7,878,286	5.5	675,700	8,299,143	8.1	536,000	7,968,043	6.7					
	蓮沼村	121,900	2,156,279	5.7	252,200	2,279,212	11.1	270,000	2,860,461	9.4					
	松尾町	218,800	4,512,641	4.8	672,500	5,217,802	12.9	827,300	6,353,666	13.0					
	大網白里町	597,000	13,780,033	4.3	1,107,800	12,632,501	8.8	1,467,600	12,683,436	11.6	1,387,200	14,109,524	9.8	1,076,900	13,074,347
	九十九里町	362,100	5,608,713	6.5	671,400	5,796,580	11.6	599,200	5,821,099	10.3	678,000	5,736,267	11.8	853,100	5,878,810
	芝山町	169,000	4,923,979	3.4	386,600	5,199,915	7.4	254,600	5,223,985	4.9	327,600	5,502,009	6.0	231,100	5,444,187
	横芝光町										1,337,000	10,613,779	12.6	633,800	9,245,024
長生地区	光町	933,900	6,418,307	14.6	529,800	5,095,274	10.4	513,700	4,755,880	10.8					
	横芝町	412,200	5,411,106	7.6	534,800	5,222,612	10.2	419,400	5,892,472	7.1					
	茂原市	3,191,400	26,971,595	11.8	3,638,400	25,961,882	14.0	2,507,200	24,989,364	10.0	1,931,300	25,233,562	7.7	2,009,800	24,342,658
	一宮町	279,200	3,987,401	7.0	530,900	4,072,470	13.0	604,600	5,082,933	11.9	409,400	4,051,633	10.1	256,700	3,778,210
	睦沢町	243,800	3,884,743	6.3	403,900	3,631,614	11.1	290,000	3,571,604	8.1	222,500	3,888,520	5.7	268,800	3,282,595
	長生村	374,300	4,705,853	8.0	635,000	5,236,666	12.1	454,000	4,956,113	9.2	372,600	4,665,307	8.0	244,600	4,257,430
	白子町	227,900	4,309,418	5.3	505,300	4,409,040	11.5	392,100	4,067,516	9.6	329,500	3,			

(単位：千円 %)

起債依存度	2007年 H19		起債依存度	2008年 H20		起債依存度	2009年 H21		起債依存度	2010年 H22		起債依存度	2011年 H23		起債依存度
	地方債	歳入総額													
4.1	5,670,800	122,470,590	4.6	8,184,700	126,438,334	6.5	7,150,600	131,668,727	5.4	6,381,600	133,362,105	4.8	6,060,000	134,939,148	4.5
6.7	11,415,500	153,282,127	7.4	8,330,000	146,874,276	5.7	9,568,400	161,379,067	5.9	10,208,800	164,434,997	6.2	14,724,500	183,722,738	8.0
4.8	4,428,600	116,525,762	3.8	6,507,100	125,276,890	5.2	7,472,600	125,646,635	5.9	8,935,900	127,931,094	7.0	9,713,513	132,379,744	7.3
10.1	3,885,700	43,637,902	8.9	3,683,200	42,776,186	8.6	3,883,000	45,493,168	8.5	5,097,900	46,281,691	11.0	5,162,000	50,488,793	10.2
7.3	5,995,600	97,595,954	6.1	7,072,343	102,952,702	6.9	11,533,200	118,260,538	9.8	7,867,100	115,103,478	6.8	8,512,400	119,106,405	7.1
6.3	2,708,400	36,752,390	7.4	2,507,800	38,740,129	6.5	3,096,900	42,334,277	7.3	3,001,400	41,671,308	7.2	3,887,200	44,423,534	8.8
7.9	2,105,700	31,411,793	6.7	2,496,700	34,123,133	7.3	2,679,100	34,746,069	7.7	3,162,790	34,714,572	9.1	3,189,710	38,000,215	8.4
7.5	2,373,300	26,973,031	8.8	1,762,200	24,916,802	7.1	2,507,500	27,969,338	9.0	2,848,300	29,458,235	9.7	3,199,300	30,459,182	10.5
3.5	1,498,000	53,314,591	2.8	1,714,600	61,415,870	2.8	2,792,400	62,846,489	4.4	3,154,000	64,486,831	4.9	575,400	66,912,664	0.9
18.9	71,774,400	363,416,299	19.7	41,607,600	326,018,424	12.8	46,228,300	358,020,794	12.9	57,010,553	371,566,327	15.3	40,082,705	370,882,807	10.8
5.5	2,480,655	44,729,090	5.5	2,574,894	44,554,663	5.8	3,299,064	47,759,910	6.9	5,088,319	49,703,677	10.2	5,594,180	55,018,930	10.2
3.8	4,371,600	83,802,524	5.2	4,706,400	85,653,741	5.5	6,408,400	90,288,858	7.1	4,107,200	84,482,591	4.9	4,445,500	86,475,383	5.1
13.4	4,688,900	47,094,027	10.0	5,750,900	48,385,610	11.9	5,405,600	52,682,775	10.3	4,265,400	51,578,721	8.3	5,669,100	55,338,871	10.2
5.2	1,715,100	33,401,468	5.1	3,103,400	34,523,535	9.0	2,134,700	38,267,010	5.6	3,309,100	37,594,212	8.8	2,954,200	38,430,894	7.7
4.2	486,700	28,977,167	1.7	1,060,300	29,966,508	3.5	2,619,000	31,056,155	8.4	2,312,500	31,306,338	7.4	1,779,800	30,272,257	5.9
5.1	1,615,300	16,564,215	9.8	1,661,300	16,196,850	10.3	1,324,300	16,072,792	8.2	1,476,200	16,037,312	9.2	1,189,200	16,411,790	7.2
1.7	492,000	21,069,184	2.3	619,700	21,091,389	2.9	739,800	21,756,308	3.4	894,800	21,136,479	4.2	943,800	21,357,242	4.4
6.0	2,648,700	52,743,070	5.0	2,799,200	57,892,506	4.8	3,388,600	59,561,606	5.7	4,074,600	58,325,105	7.0	5,094,100	64,761,517	7.9
5.0	2,125,700	39,163,040	5.4	1,554,000	38,201,046	4.1	2,290,800	42,536,553	5.4	2,668,500	43,461,884	6.1	2,379,900	43,828,147	5.4
6.5	1,290,300	23,812,145	5.4	2,449,400	23,762,834	10.3	3,026,700	25,460,121	11.9	2,448,300	24,475,930	10.0	2,218,000	23,894,861	9.3
11.8	1,273,000	17,878,018	7.1	814,400	18,904,516	4.3	1,168,200	19,694,314	5.9	1,734,700	19,727,911	8.8	1,353,400	19,625,657	6.9
4.4	556,100	20,991,284	2.6	1,252,000	22,497,631	5.6	2,152,000	34,518,806	6.2	1,772,500	36,030,616	4.9	1,119,800	33,305,987	3.4
4.9	177,200	4,152,598	4.3	159,800	4,926,504	3.2									
4.8	145,180	3,606,439	4.0	61,100	3,370,827	1.8									
5.6	659,911	16,172,330	4.1	1,303,708	18,378,398	7.1	1,104,157	18,440,349	6.0	1,287,856	17,901,336	7.2	1,169,310	17,928,908	6.5
8.6	598,100	12,427,344	4.8	521,200	11,841,879	4.4	917,900	13,630,282	6.7	1,528,600	14,802,749	10.3	2,127,200	15,534,130	13.7
6.0	295,300	5,198,749	5.7	241,800	5,281,173	4.6	477,300	5,992,389	8.0	516,300	6,645,129	7.8	467,500	6,127,059	7.6
10.8	282,682	5,738,532	4.9	283,495	5,806,997	4.9	575,212	6,881,149	8.4	562,572	6,759,547	8.3	447,079	7,119,116	6.3
8.9	2,697,121	27,979,685	9.6	2,572,861	27,636,652	9.3	2,665,500	31,126,030	8.6	3,598,657	31,419,573	11.5	2,780,364	35,940,032	7.7
5.9	104,000	2,530,234	4.1	114,000	2,651,398	4.3	177,000	2,803,949	6.3	289,900	3,067,097	9.5	161,200	3,607,786	4.5
4.3	197,300	5,549,707	3.6	271,000	5,678,063	4.8	342,000	6,467,662	5.3	130,000	6,095,515	2.1	220,000	6,253,236	3.5
8.7	347,600	4,489,883	7.7	252,600	4,608,774	5.5	383,400	5,484,127	7.0	408,500	5,668,497	7.2	211,300	5,639,955	3.7
10.2	2,159,200	23,430,808	9.2	1,381,900	22,391,030	6.2	2,089,100	24,334,044	8.6	5,668,700	27,109,338	20.9	1,801,100	25,107,749	7.2
10.5	3,089,900	26,327,345	11.7	2,217,200	25,742,352	8.6	2,967,700	28,878,040	10.3	3,620,900	29,174,000	12.4	3,185,700	33,954,818	9.4
6.7	1,024,171	12,911,301	7.9	916,172	12,978,877	7.1	1,665,556	14,877,349	11.2	1,742,282	15,428,091	11.3	1,392,149	14,950,429	9.3
6.1	926,100	17,392,530	5.3	733,200	17,105,747	4.3	1,429,700	18,963,566	7.5	2,609,800	20,088,961	13.0	1,252,500	17,907,519	7.0
9.4	1,939,244	21,314,368	9.1	778,442	20,287,062	3.8	3,038,500	23,210,541	13.1	2,984,874	23,956,722	12.5	1,681,917	22,083,190	7.6
8.2	876,400	12,335,025	7.1	616,700	12,885,176	4.8	818,900	13,192,716	6.2	1,302,500	13,244,091	9.8	1,741,700	14,360,366	12.1
14.5	389,600	5,263,194	7.4	542,200	5,519,063	9.8	525,300	5,740,005	9.2	479,300	5,585,677	8.6	455,200	5,963,041	7.6
4.2	274,800	5,285,269	5.2	218,200	4,655,863	4.7	235,700	4,811,221	4.9	225,200	5,438,016	4.1	201,800	5,461,242	3.7
6.9	830,000	9,884,232	8.4	1,452,300	11,096,788	13.1	1,112,300	11,415,711	9.7	1,221,200	10,452,487	11.7	1,363,200	11,253,245	12.1
8.3	1,375,400	24,359,966	5.6	2,401,100	26,419,601	9.1	2,288,500	27,924,913	8.2	2,547,800	27,836,218	9.2	2,404,400	28,759,877	8.4
6.8	190,803	3,518,259	5.4	253,440	3,775,996	6.7	237,700	3,989,663	6.0	505,500	4,787,769	10.6	210,000	4,478,547	4.7
8.2	160,500	3,339,394	4.8	114,800	3,007,342	3.8	100,000	3,201,993	3.1	259,100	3,406,545	7.6	223,800	3,577,044	6.3
5.7	251,100	4,577,427	5.5	222,200	4,457,651	5.0	235,700	4,936,968	4.8	546,200	5,176,618	10.6	493,000	5,564,855	8.9
10.1	246,000	3,815,318	6.4	286,900	3,933,838	7.3	251,000	4,152,041	6.0	252,200	4,664,339	5.4	256,000	4,259,273	6.0
7.8	188,300	3,316,190	5.7	132,000	3,199,379	4.1	342,900	3,839,340	8.9	176,700	3,453,016	5.1	237,600	3,583,858	6.6
13.0	667,000	5,673,632	11.8	259,600	4,092,186	6.3	195,700	4,384,513	4.5	298,000	4,363,326	6.8	359,600	4,619,891	7.8
9.7	369,000	6,949,006	5.3	263,800	7,150,617	3.7	428,400	7,926,573	5.4	724,400	8,856,658	8.2	471,901	7,949,498	5.9
6.0	953,800	14,907,477	6.4	1,131,900	15,264,449	7.4	2,741,500	18,616,558	14.7	3,415,300	18,329,433	18.6	2,192,900	17,797,782	12.3
8.4	413,300	4,754,692	8.7	331,700	4,538,092	7.3	278,500	4,917,604	5.7	431,800	5,622,254	7.7	393,300	5,597,093	7.0
5.6	177,849	3,071,376	5.8	155,800	3,055,628	5.1	123,000	3,372,116	3.6	64,700	3,495,152	1.9	185,700	3,553,127	5.2
4.6	786,000	15,510,399	5.1	1,034,800	16,123,530	6.4	1,116,200	17,833,643	6.3	1,536,700	18,106,340	8.5	1,364,300	17,595,745	7.8
15.5	609,687	13,460,976	4.5	1,927,357	15,262,535	12.6	1,692,674	16,522,888	10.2	3,087,787	17,909,630	17.2	942,418	14,866,455	6.3
8.5	2,057,900	20,955,436	9.8	1,514,400	20,778,653	7.3	5,892,300	27,768,712	21.2	3,642,700	25,441,806	14.3	1,756,000	23,688,268	7.4
5.4	302,178	3,983,007	7.6	276,824	3,865,767	7.2	244,506	4,333,878	5.6	328,086	4,682,931	7.0	253,307	4,243,080	6.0

【表06】住民1人当たりの地方債発行額の推移

(単位：円)

		2002年 H14	2003年 H15	2004年 H16	2005年 H17	2006年 H18	2007年 H19	2008年 H20	2009年 H21	2010年 H22	2011年 H23
東葛地区	市川市	10,747	18,836	17,509	12,141	10,546	12,393	17,781	15,490	13,843	13,212
	船橋市	21,132	22,258	18,777	17,120	17,160	19,542	14,096	15,995	16,977	24,419
	松戸市	14,965	17,328	16,850	13,401	11,587	9,348	13,647	15,637	18,656	20,368
	野田市	13,848	35,517	46,323	25,334	29,080	25,182	23,758	24,991	32,829	33,223
	関宿町	36,579									
	柏市	28,153	39,426	34,137	23,537	18,650	15,540	18,124	29,258	19,813	21,482
	沼南町	44,081									
	流山市	44,000	36,750	18,930	18,192	14,447	17,353	15,829	19,205	18,268	23,531
	我孫子市	20,600	27,563	30,420	26,076	18,528	15,650	18,497	19,847	23,444	23,848
	鎌ヶ谷市	24,872	28,395	23,516	19,688	18,450	22,531	16,583	23,366	26,283	29,402
浦安市	20,943	11,951	23,462	19,999	12,204	9,570	10,771	17,416	19,528	3,611	
千葉地区	千葉市	63,721	74,760	69,857	63,916	72,945	78,198	44,935	49,579	60,856	42,771
	習志野市	33,595	30,279	25,476	20,459	14,908	15,711	16,243	20,635	31,606	34,736
	市原市	18,397	22,703	28,433	17,436	11,351	15,615	16,823	22,918	14,730	15,975
	八千代市	20,093	35,200	26,837	25,168	35,964	25,372	30,713	28,695	22,535	29,982
君津地区	木更津市	19,974	23,691	21,082	16,231	13,020	13,660	24,501	16,690	25,697	22,792
	君津市	24,522	31,384	24,301	27,832	13,601	5,396	11,785	29,165	25,874	20,007
	富津市	14,081	31,872	24,324	32,480	15,921	32,292	33,470	26,909	30,315	24,670
	袖ヶ浦市	24,857	31,404	19,580	13,911	5,775	8,147	10,241	12,170	14,688	15,489
印旛地区	成田市	42,199	39,119	39,648	33,361	26,094	21,405	22,317	26,873	32,278	40,174
	下総町	21,833	46,494	40,606							
	大栄町	32,466	52,790	34,589							
	佐倉市	12,307	27,476	22,846	13,776	11,113	12,138	8,850	13,022	15,147	13,517
	四街道市	18,491	32,164	26,136	22,684	19,464	14,923	28,153	34,541	27,774	24,893
	八街市	47,373	51,828	34,477	24,759	28,699	16,829	10,800	15,574	23,261	18,315
	印西市	11,565	23,758	18,940	16,607	14,832	8,943	19,606	24,467	19,817	12,378
	印旛村	54,275	94,127	43,000	18,297	17,151	13,842	12,196			
	本埜村	82,374	45,345	25,788	20,181	17,734	15,921	6,680			
	白井市	16,226	31,859	29,666	15,377	15,956	11,371	21,952	18,301	21,087	19,089
	富里市	31,158	29,308	33,629	24,478	22,321	11,953	10,439	18,427	30,959	43,582
	酒々井町	48,606	41,708	21,642	15,532	15,275	13,727	11,274	22,378	24,334	22,086
	栄町	35,775	34,275	25,864	15,323	27,542	11,823	12,057	24,847	24,653	19,885
香取地区	香取市				27,224	27,884	31,125	29,973	31,333	42,680	33,420
	佐原市	16,142	36,310	19,506							
	小見川町	22,893	32,938	44,258							
	山田町	17,422	42,015	41,958							
	粟源町	39,146	49,099	43,637							
	神崎町	30,822	57,273	32,419	27,037	21,268	15,541	17,127	26,830	44,145	24,716
	多古町	17,170	40,074	21,390	23,345	14,119	11,785	16,428	21,014	8,114	13,945
	東庄町	33,768	61,050	47,757	33,163	25,054	21,612	16,013	24,593	26,512	13,925
海面地区	銚子市	31,496	44,953	84,044	94,277	30,677	29,665	19,335	29,674	81,801	26,438
	旭市	25,606	36,482	44,324	37,064	38,623	44,436	32,028	43,038	52,770	46,732
	千漣町	57,050	69,197	74,646							
	海上町	30,117	86,476	55,286							
	飯岡町	17,704	36,530	29,460							
	匝瑳市				42,087	21,654	24,887	22,490	41,283	43,515	35,164
	八百市場市	33,815	39,269	29,518							
野栄町	33,317	50,196	55,640								
山武地区	東金市	18,372	31,809	30,522	17,195	17,013	15,405	12,223	23,991	43,933	21,139
	山武市				29,109	32,347	32,852	13,358	52,633	52,162	29,782
	山武町	17,507	68,884	49,680							
	成東町	17,406	27,193	21,698							
	蓮沼村	25,348	52,542	56,391							
	松尾町	19,254	59,561	74,297							
	大網白里町	12,118	22,287	29,424	27,691	21,413	17,455	12,230	16,146	25,667	34,335
	九十九里町	17,920	33,433	30,095	34,684	44,204	20,440	28,867	28,251	26,203	25,286
	芝山町	19,538	45,085	30,020	38,968	27,703	33,398	26,905	29,437	28,391	25,845
	横芝光町				50,144	23,975	31,656	55,780	42,986	47,595	53,560
光町	75,927	43,200	42,082								
横芝町	27,730	36,290	28,640								
長生地区	茂原市	33,572	38,313	26,461	20,474	21,322	14,596	25,543	24,462	27,355	26,098
	一宮町	23,072	43,981	50,000	33,615	21,070	15,535	20,470	19,028	40,279	16,855
	睦沢町	29,808	49,504	35,802	27,893	34,444	20,632	14,901	13,142	34,446	30,109
	長生村	25,328	42,652	30,577	24,906	16,311	16,718	14,839	15,787	36,717	33,087
	白子町	16,785	37,430	29,213	24,763	30,049	19,001	22,313	19,787	20,072	20,679
	長柄町	27,412	40,249	61,952	39,393	32,802	22,733	16,163	42,665	22,254	30,415
	長南町	40,904	69,988	37,029	27,222	60,820	67,895	26,799	20,555	31,739	39,125
	勝浦市	32,061	35,466	47,296	41,699	33,306	17,129	12,499	20,515	35,252	23,320
夷隅地区	いすみ市				30,079	20,634	22,292	26,640	65,011	81,596	53,085
	夷隅町	35,981	57,551	50,286							
	大原町	20,893	29,008	23,917							
	岬町	22,000	34,772	27,449							
	大多喜町	40,253	60,875	47,853	44,177	37,255	37,522	30,428	25,926	40,751	37,680
御宿町	72,191	47,603	68,210	84,276	20,863	22,151	19,388	15,297	8,054	23,181	
安房地区	館山市	32,001	29,300	23,677	17,257	13,440	15,576	20,583	22,245	30,752	27,463
	鴨川市	47,008	42,563	42,141	35,024	64,064	16,691	52,980	46,931	86,102	26,570
	天津小湊町	26,314	72,926								
	南房総市				78,690	37,542	46,127	34,447	135,692	84,826	41,492
	富浦町	46,424	79,026	98,431							
	富山町	57,250	80,523	127,915							
	三芳村	71,278	88,225	47,499							
	白浜町	41,290	59,270	48,652							
	千倉町	62,964	51,327	45,587							
	丸山町	92,043	92,118	185,911							
和田町	42,702	64,601	60,387								
鋸南町	39,794	45,540	39,797	36,085	19,096	31,369	29,287	26,393	36,053	28,211	